政令

原子力災害対策特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年一月十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第四号

原子力災害対策特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「実用発電用原子炉」を「発電用原子炉」に、「第四十三条の四第一項」を「第二条第五項」に改め、「。以下同じ」を削る。

第四条第四項第五号中「実用発電用原子炉」の下に「（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十三条の四第一項に規定する実用発電用原子炉をいう。第六条第四項第四号において同じ。）」を加える。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
環境大臣　石原　伸晃

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年一月十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第五号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第五十一号）の施行に伴い、並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項及び第三十六条第三項第五号の二（同法第三十七条第二項、第三十八条第三項（同法第三十九条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）、第四十一条第四項、第五十一条の十九第二項（同法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。）、第五十一条の二十第二項（同法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。）及び第五十九条第三項において準用する場合を含む。）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の十五第二項第五号の二（同法第二十四条の九第二項及び第二十四条の二十八第二項において準用する場合を含む。）及び第二十四条の二十四第二項並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項及び第二百五十二条の二十二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（障害者自立支援法施行令の一部改正）

第一条　障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令

目次中「第一条」を「第一条・第一条の二」に、「第二十六条の十六」を「第二十六条の十七」に改める。

第一条中「障害者自立支援法（以下「法」という。）」を「法」に改め、第一章中同条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（法第四条第一項の政令で定める特殊の疾病）

第一条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四条第一項の政令で定める特殊の疾病は、別表に掲げるものとする。

第二十一条の二の表第二十九条第六項の項中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

第二十二条の次に次の一条を加える。

（法第三十六条第三項第五号の二の政令で定める労働に関する法律の規定）

第二十二条の二　指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設に係る法第三十六条第三項第五号の二（法第三十七条第二項、第三十八条第三項（法第三十九条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める労働に関する法律の規定は、次のとおりとする。

一　労働基準法第百十七条、第百十八条第一項（同法第六条及び第五十六条の規定に係る部分に限る。）、第百十九条（同法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第三十七条の規定に係る部分に限る。）及び第百二十条（同法第十八条第七項及び第二十三条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第百二十一条の規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十四条（第四項を除く。）の規定により適用される場合を含む。）

二　最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四十条の規定及び同条の規定に係る同法第四十二条の規定

三　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）第十八条の規定及び同条の規定に係る同法第二十条の規定

第二十六条の二の表第五十条第一項第一号の項中「、第五号」を「から第五号の二まで」に改める。

第二十六条の九の表第三十六条第三項第十二号の項中「、第六号」を「から第六号まで」に改める。

第二章第三節第二款中第二十六条の十六を第二十六条の十七とし、第二十六条の十五を第二十六条の十六とする。

第二十六条の十四第一項の表第五十一条の十九第二項において準用する第三十六条第三項第十二号の項及び同条第二項の表第五十一条の二十第二項において準用する第三十六条第三項第十二号の項中「、第六号」を「から第六号まで」に改め、同条を第二十六条の十五とする。

第二十六条の十三中「第二十六条の十六第二項」を「第二十六条の十七第二項」に改め、同条を第二十六条の十四とする。

第二十六条の十二の表第三十六条第三項第十二号の項中「、第六号」を「から第六号まで」に改め、同条を第二十六条の十三とする。

第二十六条の十一中「第二十六条の十六第一項」を「第二十六条の十七第一項」に改め、同条を第二十六条の十二とし、第二十六条の十の次に次の一条を加える。